

第三者割当による第1回新株予約権 (行使指定・停止指定条項付)の 発行に関する補足説明資料



2020年11月12日

ニチレキ株式会社
(東証一部 証券コード：5011)

ファイナンスの目的と資金使途



■ 目的

中長期的な視野に立って、社会インフラの適切な維持管理という社会ニーズに応えながら、今後の事業展開を果たしていくために、生産拠点等の整備に活用いたします。

■ 資金使途

資金使途	内訳		金額	支出予定時期
1 つくばみらい市における工場等建設及び既存拠点の整備に係る費用	つくばみらい市	新規生産設備の建設の一部に充当	1,677百万円	2021年4月～ 2025年3月
		工場建屋・倉庫の建築の一部に充当	800百万円	
	既存拠点	事務所の新築の一部に充当	500百万円	
		新規製品タンクの設置及び倉庫の建築の一部に充当	500百万円	
2 つくばみらい市における工場等建設用地取得に係る借入金の返済			2,000百万円	2020年12月～ 2022年3月
合計			5,477百万円	

新株予約権の概要

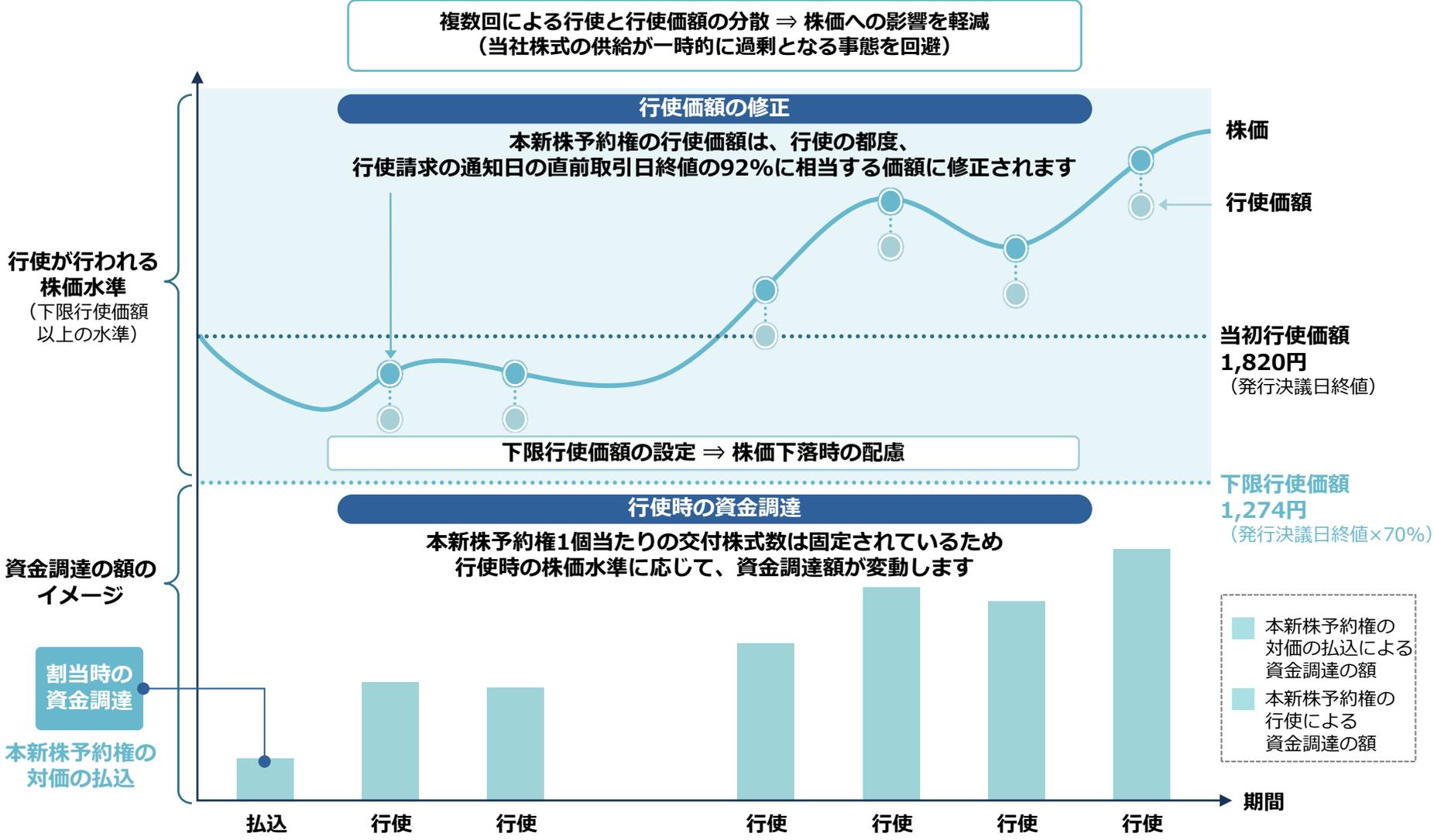


割当予定先	野村證券株式会社
発行決議日／割当日	2020年11月12日／2020年12月1日
行使可能期間	2020年12月2日～2023年12月1日（約3年間）
新株予約権の総数	30,000個
潜在株式数（新株予約権1個につき100株）	3,000,000株
潜在希薄化率	10.47%（2020年11月12日時点の発行済株式数に対する比率）
調達予定金額（※1）	約54.77億円
行使価額（新株予約権の行使時の交付株式対価）	行使の都度、各行使請求の通知日の直前取引日終値×92%に修正
当初行使価額	1,820円（発行決議日終値）
下限行使価額	1,274円（発行決議日終値×70%）
発行価額（新株予約権の割当時の対価）	1個：910円（1株当たり9.1円）
行使指定（※2）	当社の裁量で一定数量の行使を指定可能
停止指定（※2）	当社の裁量で行使出来ない期間を指定可能

※1 調達予定金額は、当初行使価額で全ての行使が行われた場合を前提として記載しております。

※2 行使指定及び停止指定の詳細については、2020年11月12日付プレスリリースの3頁の「2.募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性②当社による行使指定」及び4頁の「同③当社による停止指定」をご参照下さい。

新株予約権のイメージ



※ 上図はイメージであり、実際の当社株価の推移を予想若しくは保証するものではありません。

新株予約権のQ&A ①



質問	回答
1 今回、公募増資ではなくFITsを採用した理由を教えてください。	<p>公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、既存株主が有する株式の1株当たりの価値の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えました。</p> <p>一方、本新株予約権においては、潜在株式数は最大で3,000,000株（発行決議日現在の発行済株式数31,685,955株の10.47%）であり、これを上回る希薄化が生じることはありません。また、行使の分散や下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。</p> <p>当社グループは、近年急速に老朽化する社会インフラの適切な維持管理という社会ニーズに応えながら、今後の事業展開を果たしていくためには、現時点で生産拠点等の整備を行うことが必要と考えております。かかる投資資金を確保する手段について検討を行った結果、当社といたしましては、中長期的な視野に立った成長投資に向け、保有する自己株式の一部の活用も可能であり、財務基盤の向上を図りつつ希薄化に配慮しながら企業価値の向上に資するエクイティ性資金調達の実施が適切であると判断いたしました。</p>
2 発行価額（本新株予約権1個につき910円、1株当たり換算額9.1円）とは、株価が9.1円ということでしょうか。	<p>「発行価額」とは新株予約権という権利の値段であり、新株予約権の行使により発行される株式の対価（株価）とは異なるものです。割当予定先が当社の新株予約権を取得するにあたり、かかる権利の購入対価として、当社に支払う価格となります。また、割当予定先が新株予約権を行使して株式を取得する（新株予約権の権利を行使する）際に、当社に支払う価格を「行使価額」といい、これが今般の資金調達で発行される株式の対価となります。</p> <p>今般の資金調達においては、本新株予約権の下限行使価額は1,274円と設定されており、当社の株式が当該下限行使価額よりも低い価額で発行されることはありません。</p>
3 修正後行使価額の時価からのディスカウント率を8%とした理由を教えてください。また、当該水準は割当予定先にとって有利ではないのでしょうか。	<p>ディスカウント率は、当社が公募増資を行うと仮定した場合のスプレッド（投資家へのディスカウント率+証券会社への手数料率）と概ね同等であると考えられ、妥当な水準と考えております。</p> <p>また、ディスカウント率8%という行使価額の水準との関係では、かかるディスカウント率を考慮に入れた上で本新株予約権の価値を評価しており、かかる評価は、第三者評価機関（株式会社プルータス・コンサルティング）に依頼しております。かかる評価に基づいて決定された本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な発行条件ではないと考えております。</p>

新株予約権のQ&A ②



質問	回答
<p>4 本新株予約権の権利行使が進まず、当初予定通り資金調達ができなかった場合の対応を教えてください。</p>	<p>本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当することで、可能な限り事業計画に沿った事業活動を展開する予定であります。</p> <p>なお、詳細については、2020年11月12日付プレスリリースの7頁の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途 (注) 1」をご参照ください。</p>
<p>5 本新株予約権の行使価額の修正及び行使状況を確認する方法はありますか。</p>	<p>ある月に権利行使が行われた場合には、翌月月初めに当該月の月間行使状況を開示致します。また、同月中の行使累計株数が30万株（発行予定株数である300万株の10%）以上となった場合にも行使状況を開示致します。</p> <p>割当予定先は、同社及び共同保有者の株券等保有割合が5%を超えた場合には大量保有報告書を提出し、以降株券等保有割合が1%以上増減する等の変動が生じるたびに変更報告書を提出します。これらの書類を読むことにより、その時点における同社が保有する新株予約権の数量、潜在株数を含めた保有株数を確認することができます。</p> <p>なお、当社が行使指定又は停止指定を行った場合には、速やかにその内容を開示する予定です。</p>
<p>6 割当予定先は借株を実施し、空売りをするのでしょうか。空売りをしようとするると株価の下落圧力になるのでしょうか。</p>	<p>今回の調達に伴い、割当予定先は当社の株主より借株を行う予定です。当社としてこの借株は、本調達に伴い株式を取得する投資家の、例えば以下のようなニーズに対応するためと聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資家がまとまった数量の株式を、即座に特定の株価で取得したいと申し入れてきた場合 ● 投資家が取得に際して、まとまった数量の株式を、一定期間中に取得価格を分散しながら取得したいと申し入れてきた場合 <p>本新株予約権の行使により交付される株式の供給を円滑に実施するための借株であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株は行わないと聞いております。また、本新株予約権の商品性に鑑みると、当社の株価が低い水準となることには、割当予定先にとっても経済合理性が認められないと考えられますので、こうした理由から、当社が故意に株価を下げるような行為を行うとは想定しておりません。</p> <p>なお、貸株人である当社の株主は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ借株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。</p>